平成２３年（フ）第４３号
栃木県那須塩原市黒磯６番地164、前住所栃木県那須塩原市方京１丁目13番地14
破産者　棚瀬　　恵（旧姓渋井）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５２４号
川崎市川崎区南町１番地１号
破産者　ソリューションテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
新潟県燕市中諏訪４番29号
破産者　経澤　　洋
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７０号
東京都町田市大蔵町2953番地
破産者　有限会社山内建装
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１２４５号
愛知県春日井市出川町2061番５
破産者　有限会社稲垣興業
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５３号
愛知県東海市加木屋町山之脇60番地の２　ライフプラザ加木屋Ｃ－９
破産者　株式会社リアルライブ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２３６号
大阪市生野区新今里１丁目15番18号
破産者　株式会社光洋モード
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７６号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目13番16号
破産者　株式会社エフプラン
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８９号
大阪府守口市大日東町38番14―503号
破産者　株式会社トータルサプライ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９１号
大阪市天王寺区生玉町２番３号
破産者　クマ造形株式会社
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０２号
大阪府東大阪市瓢箪山町２番11号
破産者　株式会社リ・ライフ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０８号
大阪市西区北堀江１丁目19番８号
破産者　有限会社エイムビジネスサービス
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６７号
大阪市西淀川区御幣島２丁目15番28号
破産者　株式会社テクノフリート
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６８号
大阪市中央区谷町８丁目２番６号
破産者　有限会社アート電気商会
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９２号
大阪市平野区平野元町８番15―1303号
破産者　有限会社あすなろ工房
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５４号
大阪市此花区酉島３丁目27番15号
破産者　有限会社シーライン
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５８号
大阪市淀川区西中島７丁目８番10号
破産者　株式会社エム・ディー
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目11番10号
破産者　株式会社花こまち本舗
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４７号
京都市右京区西院四条畑町５号３番Ｎビル３Ｆ
破産者　Ｉ＆Ｔシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５８号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目136番地
破産者　有限会社スエル
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９２号
奈良県大和郡山市美濃庄町331番地
破産者　株式会社夢ひろば
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
佐賀市卸本町７番17号
破産者　有限会社植松勘
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
千葉県館山市館山95番地の９
破産者　髙梨　良一
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部